

毎週火、金曜日発行(休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三回郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県道路手作業用被服貸与規程を次のように定める。

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県道路手作業用被服貸与規程

(目的)

第一条 この規程は、道路手の作業用被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品)

第二条 貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、型式及び貸与期間については別記のとおりとする。

(貸与品の取扱)

第三条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）が、職務に従事するときは貸与品を着用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を改変し又は他人に貸与してはならない。

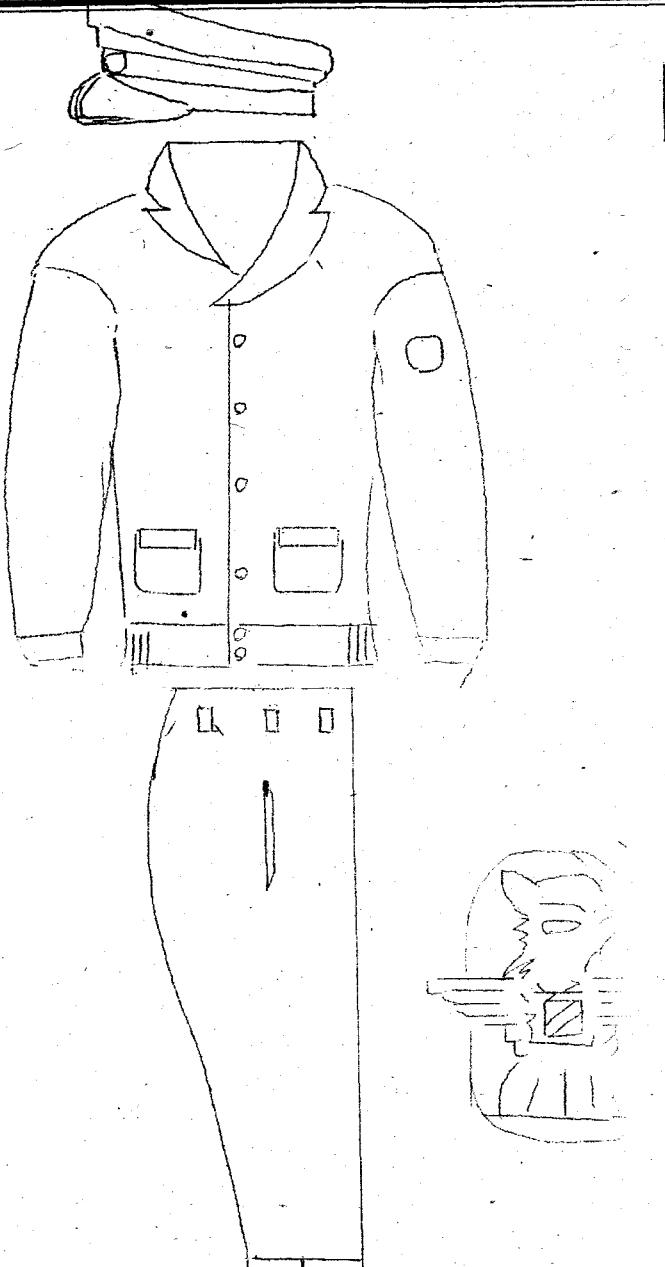
3 貸与期間中の貸与品の修理費、せんたく費、その他

訓 令

鳥取県訓令第二号

本 府 内 部 部 局
土 木 出 張 所

- ◆訓令 鳥取県道路手作業用被服貸与規程
- ◆告示 収入証紙小売さばき人の氏名変更
- 肥料の登録
- 結核病、ブルセラ病検査及び豚コレラ予防注射の実施
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 昭和三十三年四月実施の家畜人工授精講習会修業試験合格者
- 鳥取県市町村職員共済組合組合会の招集



貸与品の維持に要する費用は、被貸与者の負担とする。

(貸与品の亡失又はき損)

第四条 被貸与者は、貸与品を亡失又はき損したときは、貸与品相当額を弁償しなければならない。ただし、公務又は避けがたい事由による場合はこの限りでない。(貸与品の返納)

第五条 貸与品は、被貸与者が退職又は転職若しくは死亡したときは、一週間以内に返納しなければならない。

い。

(貸与品の貸与期間の延長)

第六条 貸与期間を経過した貸与品について、その損耗程度を検討し、新たに貸与品を貸与する必要がないと認めめたときは、なおその使用にたてる限度において貸与期間を延長することができる。

(貸与品の払下)

第七条 貸与期間を経過した貸与品は、被貸与者の希望により適正な価格で払下をすることができる。

附 則
この訓令は、昭和三十三年四月一日から適用する。

別記

帽子	貸与品	貸与期間
作業服(上衣)	二箇年	一箇年
(ズボン)	一箇年	一箇年

(施行規定)
第八条 この規程に定めるほか、貸与品について必要な事項は別に定める。

告 示

鳥取県告示第二百二十四号

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のように変更があつた。

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事 遠藤茂
小売さばき場所 藤茂
名変更年月日

番号 新旧の別 氏名
五九 旧 鳥取県職員組合米子保健所支部 森本清次郎
新 " " 安田千秋

二七五 旧 鳥取県職員組合郡家保健所支部 西尾源太郎
新 " " 安田千秋

二九四 旧 鳥取県職員組合東部県税事務所支部 宮尾正博
新 " " 米原孝政

八頭郡郡家町郡家井津尻六三四
米子市角盤町二丁目二二五

昭和三十三年四月一日

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

鳥取県告示第二百二十五号

登録番号 肥料の名称

保証成分量（パーセント）

生産業者住所氏名

鳥取県第二六八号

北条水稻複合肥料丸泥一号

アソモニア性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

東伯郡北条町字弓原三四七の
下北条農業協同組合

組合長理事 田村義信

第二六九号 北条水稻尿素複合肥料丸壊一号

アソモニア性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

東伯郡北条町字弓原三四七の
下北条農業協同組合

組合長理事 田村義信

第二七〇号 北条水稻粒状複合肥料丸壊二号

アソモニア性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

東伯郡北条町字弓原三四七の
下北条農業協同組合

組合長理事 田村義信

第二七二号 北条水稻尿素粒状複合肥料
丸砂一号

アソモニア性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

東伯郡北条町字弓原三四七の
下北条農業協同組合

組合長理事 田村義信

第二七三号 北条水稻複合肥料苗代一号

アソモニア性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

東伯郡北条町字弓原三四七の
下北条農業協同組合

組合長理事 田村義信

01060

7 昭和33年5月23日 金曜日 鳥取県公報 第2922号

01059

昭和33年5月23日 金曜日 鳥取県公報 第2922号 6

第二七四号 北条水稻複合肥料苗代二号

窒素全量
アソニモニア性窒素
りん酸全量
内可溶性りん酸八八四五五五五八〇
八八四五四五五八
内水溶性加里
加里全量
内水溶性加里

鳥取県告示第二百二十六号

次のように結核病、ブルセラ病検査及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛及び豚の所有者に對して検査並びに注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの中と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
- 六 結核病検査……皮内注射法
- 七 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、試験管凝集反応
- 八 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

④ 結核、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
六月六日	六月九日	日野郡溝口町金屋谷、岩立、大江、宮原 金屋谷、岩立、大江、宮原家畜検診場
〃 七日	〃 十日	〃 根雨原、大阪
〃 十一日	〃 十四日	江府町州河崎、佐川 佐川、洲河崎
〃 二十九日	〃	根雨町舟場

② 豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十八日	日野郡溝口町谷川	同上

牧	山根	白子	貞治	要
山	根	清	水	長
根	源	浅	市	富
茂	重	吉	谷	良
富	美	喜	良	
監事	田中	勝	美	
事	満隆	勝	美	
田	"	"	"	
中	"	"	"	
牧	岡	吉	谷	
野	清	井	吉	
善	治	弘	谷	
藏	"	"	"	
上	竹内	石井	新山	
野	弘	"	"	
忠	"	"	"	
雄	"	"	"	
多	生田	奈喜良		
不	善			
雄	藏			
東	上			
鄉	野			
湖	忠			
周	雄			
邊	大			
土	字			
地	下			
改	淺			
良	津			
區	久			

成実朴士地改良圖

理事 大江 武市 米子市新山
長田 喜太郎
木村 清
能見房 一
潮未 吉泰治
牧野 誉一
牧友 長要
牧長 茂富
清水 浅市
山本 勝美
松林 武雄
松岡 清治
白子 貞治
齊木 茂樹
千代徳
奈喜良
石井

鳥取縣告示第二百二十九号

昭和三十三年五月二十三日
鳥取県知事 遠藤茂

北条川土地改良区から申請のあつた定款変更について、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、昭和三十三年五月二十日 認可し
た。

律第百九十五号)第三十条第一項の規定により、昭和十三年五月十七日認可した。

鳥取県告示第二百三十七号

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年五月二十三日

鳥取県知事
遠

退任した役員の氏名及び住所

東郷湖周辺土地改良区

理事益田安藏

監事本多不二雄

成実村土地改良区

理事齊木茂樹

齊木千代德

大江武市

長田喜太郎

木村清

能兒房一

赤井周次
天祐參台

朝天子

公 告

昭和三十三年四月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

鳥取県市町村職員共済組合第二回組合会を次のとおり招集する。

雜報

鳥取県知事 遠藤 藤茂
牛の人工授精講習会修業試験合格者

昭和四年四月十五日第三種便物認可
発行日火金

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

- 昭和三十二年度決算報告書の認定について
監査結果報告について
組合会議員の異動報告について
その他